

平成 28 年 10 月 25 日

市町村・一部事務組合
容器包装リサイクル法 ご担当者様

公益財団法人日本容器包装リサイクル協会

PETボトルの市町村からの引き取り品質ガイドラインの変更について

標記の件につきまして、平成 29 年度より以下のとおり変更いたしますので、よろしくお願ひいたします。

なお、この市町村からの引き取り品質ガイドライン(PETボトル)(以下、「引き取り品質ガイドライン」)は、市町村・一部事務組合が当協会へPETボトル分別基準適合物を引き渡す際の目安とするためのものであり、引き取りのための基準値を示すものではありません。当協会では、市町村・一部事務組合の収集方法、処理施設などの状況を十分理解したうえで、毎年行う「ベール品質調査」の結果を再生処理事業者の入札時の参考にするために、一覧表にして開示しております。

1. 変更内容

(1) 「ベールに求められる性状」への「外観汚れ」の追加

ボトルに付着した油汚れ、錆汚れ、土や埃の汚れなどは再生処理上で大きな負荷となり、再生処理事業者が製造する再商品化製品の色目にも影響があるため、従来から、PETボトル分別基準適合物(ベール品)の品質調査(以下、「ベール品質調査」)において、目視検査の項目には「外観汚れ程度」があり、配点も計量検査項目の「キャップ付きPETボトル」と同じ最も高い配点となっています。「外観汚れ程度」と「キャップ付きPETボトル」のいずれかの判定が「D」となると、合計点数の如何にかかわらず、総合判定は「D」となります。

この「外観汚れ」の項目が、これまで「引き取り品質ガイドライン」に記載されておりましたので、「ベールに求められる性状」に追加しました。

(2) 「ベールの品質」への「容易に分離可能なラベル付きボトル」の追加

平成 29 年度から「引き取り品質ガイドライン」に、「容易に分離可能なラベル付きボトル」の項目を設けることにいたしました。これは、識別表示に基づいた適切な分別を促進することにもなります。

<変更の理由>

- ①再生処理事業者は、保管施設からの引取り数量、自社の工場と落札保管施設との距離などに加えて、ラベル類の有無を含めたベール品質も重要な判断材料として総合的に勘案し、年 2 回の入札時の入札価格を決定しております。有償落札が 95%以上を占めるようになったPETボトルにおいては、落札単価は市町村・一部事務組合が受け取る有償分扱出金額の多寡に直接影響します。

②市町村・一部事務組合から引き取ったPETボトルのベールは、PETボトル以外の異物であるキャップ、ラベルおよびガラス片などを再生処理工程で分離・除去する必要があります。再生処理事業者は、作業員による手選別、機械設備での風力選別や比重選別および光学選別などで分離・除去しています。最近の傾向としてPETボトル自体の軽量化により、キャップに比べ、ラベルとボトルとの分離が従来以上に難しくなっており、ラベルなどの異物が除去できずに再商品化製品に紛れ込むと商品価値が落ち、場合によっては再商品化製品利用事業者から返品されることもあります。昨今、より高品質な再商品化製品の安定供給が求められており、再生処理事業者は、少しでも品質の良いベールを落札しようとする傾向があります。

③毎年行う「ベール品質調査」の結果が次年度以降の引き取りに影響を与えるものではありません。

【参考】

○引き取り品質ガイドラインの根拠となっている、平成18年環境省令第35号「分別基準について」には、「6. ポリエチレンテレフタレート製以外の主としてプラスチック製の容器包装が混入していないこと」が明記されていますが、PETボトルの容リ制度開始(平成9年)当初は、まだプラスチック製容器包装はスタートしていなかったこと、ラベルの固着方法が現在と違い分離困難な状態であったことなどから、分別排出する住民に対してラベル剥がしを求めることを控えた経緯があります。その後、飲料メーカーなどの努力により、ミシン目を付けたラベルや接着剤塗布面積・量を少なくしたラベルとするなど、一部の紙ラベルや全面糊付けラベルを除きラベルの剥離が飛躍的に容易になっています。また、プラスチック製のキャップ、ラベルの場合にはプラスチック製容器包装を示す表示がされているのが一般的となっています。

○平成26年度からPETボトルベール品質調査における参考項目として、調査実施の再生処理事業者がラベル付着状況を目視で確認するようにしており、平成27年度では概ね6割程度のベールでラベル付着ボトルが1割程度以下であるが、まだ4割強のベールでそれ以上のラベル付着ボトルが混在している状況でした。

○平成28年度に当協会が人口10万人以上の296市区町村(人口カバー率70.5%)のホームページを調査した結果、PETボトルの分別排出時にラベルも剥がすことを求めているケースが79%あり、逆に剥がさないこととするケースが10%、ラベルについての記載がないケースは11%でした。

2. 経過措置について

当協会が毎年実施しているベール品質調査の品質調査項目へ追加するにあたっては、ラベル剥がしを市民へ求めている自治体の変更内容を周知する移行期間1年を置き、ラベル付きボトルの排出状況を確認しつつ、平成30年度からPETボトル分別基準適合物(ベール品)の品質調査項目に「容易に分離可能なラベル付きボトル」を追加することとします。

以上

※PETボトルの平成29年度市町村からの引き取り品質ガイドラインは27ページに掲載のとおりです。今回の変更箇所アンダーラインをつけておりますので、ご参照ください。